

議員全員協議会会議録

(令和4年8月24日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年8月24日(水)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	児島秀之		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	大間知伸一
(企画財政課)			
課長	清水雅人		
(保健福祉課)			
課長	幸田栄子	課長補佐	荒地ミドリ
(一本松支所)			
支所長	尾崎弘典	課長補佐	中松勝二
(町民課)			
課長	中田章		
(学校教育課)			
課長	岩井正一	課長補佐	桑原真也
課長補佐	西田季史		

(消防本部)

消防長 浅海 宏 貴

(消防本部庶務課)

課長 近田 幸 信

係長 桑山 義 央

(防災対策課)

課長 土居 章 二

(農林課)

課長 吉村 克 己

課長補佐 吉田 直 喜

係長 小栗 和 也

(商工観光課)

課長 兵頭 重 徳

課長補佐 大森 安 洋

課長補佐 脇田 弘 樹

(建設課)

課長 濱 哲 也

課長補佐 岡田 恵 三

(環境衛生課)

課長 山本 正 文

課長補佐 谷岡 誠 司

(水道課)

課長 山本 正 文

課長補佐 久徳 哲 也

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- 2 一本松支所庁舎機能の保健センターへの移転について
- 3 南宇和地区更生保護サポートセンターの移転について
- 4 旧赤水小学校解体工事について
- 5 消防本部救助工作車更新について
- 6 ヘリポート整備事業について
- 7 森林環境譲与税の使途について
- 8 広域農道南宇和線（御荘工区）災害復旧工事の工期延期について
- 9 温泉・温浴施設の料金改定について
- 10 ふるさと納税業務の委託契約締結について
- 11 国土交通省所管 新内海トンネル工事に係る重金属の検出について
- 12 国土交通省所管 国道56号（中川地区）における舗装工事に伴う通行止規制について
- 13 愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う損害賠償請求事件について
- 14 愛南町水道料金差額補助金交付事業について

- 15 固定資産評価審査委員の選任について
- 16 旧魚神山小学校プール用地売却の落札報告について
- 17 愛南町教育委員会委員の任命について

【議会協議】

- 1 議員派遣について
- 2 令和3年度決算審査に係る議員全員協議会について
- 3 令和5年度当初予算に係る議員提案について
- 4 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について
- 5 新型コロナウイルス感染者発生時の緊急対応について
- 6 その他

開 会	10時02分
閉 会	12時57分

○佐々木副議長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより、令和4年度第8回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長挨拶、お願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。残暑厳しい日が本当に毎日のように続いておりますが、今日は議員全員協議会の御案内をいたしましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

コロナなのですが、皆さん御承知のように連日大変な感染者が出ております。本町におきましても、40人近い、昨日は感染者が出ておりました。昨日でしたか、中村知事からも医療危機宣言ということで、行動制限を求めるようなことを言うておりました。また、会食なんかも1テーブルで4人以内、そういったことも言うておられましたので、今後、本町におきましてもこれ以上感染が拡大しないよう、皆さん、徹底した対策をよろしくお願いします。

今日の全員協議会なのですが、来月の9日、9月定例が始まります。それに伴いまして、執行部より報告がございます。17項目あります。今回も大変数がありますので、円滑な進行に御協力をよろしく願いいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○佐々木副議長 ありがとうございます。

続きまして、町長挨拶、お願いいたします。

○清水町長 皆さん、おはようございます。令和4年第8回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただき、また何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては全員の御出席をいただき、本当にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国では感染者が20万人を超える日があるなど、日本全体が第7波の中にあります。本県では、先月12日に県独自の警戒レベルが感染警戒期から特別警戒期間に引き上げられ、8月9日には愛媛県BA5対策強化宣言がなされております。本町におきましても、今月18日には感染者が42人確認されるなど、8月に入っての感染者は500人を超えており、感染者数は高止まりで推移をしております。

町民の皆様には、改めて感染回避を基本とした行動に努めていただきますとともに議員各位におかれましても、引き続きの御協力をお願いいたします。

次に、現在、池田水道課長は職務を行うことが困難な状況にあることから、8月1日付をもちまして、池田水道課長は総務課付けといたしまして、山本環境衛生課長を水道課長を兼務とする人事異動を行いましたので、報告をいたします。

本日は、9月定例議会に提案予定の案件など、17件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしく願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 それでは、早速執行部からの報告に移ります。

まず、1番、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から、新型コロナウイルスワクチン接種事業について報告します。資料1となります。

初めに事業概要です。今回はオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種の実施についてとなります。現在、オミクロン株対応ワクチンが開発中であり、諸外国の動向を踏まえ、国においても、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づける方向で検討していくこととされ、各自治体はその対応について準備を進めることが通知されております。

詳細につきましては、未定の部分が多い状況ではありますが、速やかに対応できるよう必要な予算を補正予算で計上させていただきます。

対象者は、初回接種を完了した全ての住民を対象とすることが想定されております。愛南町で

の対象は1万7,200人を見込んでいます。

接種間隔は現段階では未定となっています。

使用するワクチンは、オミクロン株、B A. 1型と従来株に対応した2価ワクチンを使用予定です。

開始時期につきましては、10月半ば以降の予定となっています。

周知方法及び予約方法は、従来と同様に個別通知、ウェブ予約、電話予約で対応していきます。

次のページをお願いします。

予算についてです。1回・2回の初回接種完了者を想定し必要な接種委託料等5,856万9千円を計上しております。今回も全額国庫補助となります。

最後に参考といたしまして、現在の接種状況を報告します。

年代ごとの接種率になっております。3回目接種は全体の85.5%、4回目接種は65歳以上の72.9%、60歳以上の28.8%となっておりますが、4回目接種は3回目接種から5か月を経過しての接種となることから、8月の接種は3月までに接種をした方が対象となります。この対象となる対象者ベースで見えますと、8月21日現在では60歳以上の76.5%が完了しているという状況になります。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての報告を終わります。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件につきまして、何か御質疑ございませんか。

石川議員。

○石川議員 4回目の接種がまだ十分じゃない中で、10月から接種を始めるということなんですが、これは4回目を受けずにこの2価ワクチンを打ったほうがいいのか、その辺りの何らかの見解があれば教えてください。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 今回のオミクロン株の接種時期というところは10月半ば以降というところで一応国のほうでは出ております。国のほうでも4回目接種の対象となっている60歳以上の方、また60歳以下で基礎疾患等のある方は対象の時期が来れば4回目接種をできるだけ打っていただくようにということで、国のほうでは勧められているような状況です。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 ということは、4回目を打って、その後この2価ワクチンを接種するということで、間隔がすごく短くなる方がいらっしゃる可能性があると思うんですね。この説明でもそうですけど、接種間隔については未定ということなので、その辺り、私はちょっと心配しているんですけど、私も8月19日に4回目を接種しました。この10月の半ばということは2か月半、約2か月ということになるかと思うんですけど、そういう間隔でも打てるのかどうなのか、ここまだ未定なので何とも言えないとは思いますが、まだ60歳以下の方で打たれていない、4回目をですね、ということは9月中に打たれる可能性がある。今のスケジュールから言えばですよ。4回目の接種がですよ。10月の中旬からこの2価ワクチンが打てる予定にはなるんですけど、これ町民にとってはかなり不安に思われる方がいるんじゃないかな。逆に4回目打たずにこの2価ワクチンを打ったほうが効果があるんだったらそっちにしようという方もいらっしゃるんじゃないかなと思うので、その辺りの説明をですね、早めにされておったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 先ほど説明いたしましたとおり、接種間隔等についても現段階では未定ではありますが、ワクチンの安全性を考えると、ある程度の接種間隔というのは国から示されてく

るものであろうと思っております。4回目接種から何か月後、3回目接種から何か月後というふうに示されるのではないかとというふうに想定はしておりますが、国からの情報が入りましたら、その辺りは丁寧に住民のほうにも早めに周知はしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これ福祉課長に聞くより執行部のほうがええんかと思うんですが、実はですね、これとは関連はあるんですけども、検査キットですよ。あれ、愛南町では1,500円で1か所の薬局しか売っていないと。宇和島なんか無償で配っていると。松山も。ということで、愛南町どうなっているだつて、ある人は10個かしら11個、そのニコニコ薬局か、あそこに行ったらいいんですけども、問合せがあったんですけど、どうなんですか。これだけコロナが愛南町蔓延している中で。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 抗原キットについては、町内の調剤薬局のほうで取り扱っていますので、1か所ということはないかと思えます。

宇和島、松山で無料で配布していたというのは、県の薬剤師会が一定期間無料で、愛南町においてもあいなん薬局のほうで無料で配布していた期間があります。その分についてはないかと思っております。抗原キットは調剤薬局のほうで取扱いして販売もしております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 そしたら確認なんですけど、その無料の部分は自治体によって期間限定で配布しておいたということではないんですか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 自治体のほうというよりも、薬剤師会のほうで手挙げ方式で取り扱っていたというもので、自治体がそこに対して何らかの補助なりして実施しているというものではありません。町内での検査体制が十分でないということで、その8月15日以降、町内でも無料のPCR検査場を設置して、現在、週3回の検査をしているような状況になっております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 そういう回答なんですけども、これ、議員の皆さん、知っていましたか、薬剤師協会がこうこうでとか。町民の皆さん、知らんのやないですか。実は、愛南町の、いわゆる勤めている方が宇和島はただだからということで、宇和島に行って、そしてそのキットを何個ももらって、そこに勤めている、職場の従業員全員に1人3個ずつもらったと言っていましたけども、それ、今の話聞きよったら町民全く知らんでしょう。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 県内の無料検査場ということで、県のホームページ、町のホームページにも掲載しておりますし、町民から問合せがあった場合には、そういった説明もしております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 今、このIC化でホームページとかどうのこうの言われますけど、そういうことを知らない町民が大半おるんですよ。こんだけ高齢化が進んだ中で。口コミで広がっていくんですよ。私のところへ問合せがあったのも、何で宇和島はそうやって無料でしとるのに愛南町はないんだということやったんですけども、今の回答を聞いて理解はできたんですけども、やっぱりそういうことがあるんであったら、問合せに対して回答するというのは、これは上から目線でしょう。

やっぱりそういうことが分かっておるんやったら、町民に知らせるべきやないんですか。

どうですか、町長、どう思いますか。期間限定であったとしても。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 抗原キットの分については、数、また期間限定というところで、積極的に周知ができていなかった部分っていうのはあったかとは思いますが、その辺についてはこれからそういったときにはホームページ等だけでなく周知方法については検討していきたいと考えております。

以上です。

○吉村議員 町長、どうですか。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 課長が言うたとおりでいいんじゃないですか。

○原田議長 いいですか。ほかにございませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 これ、コロナに関連してお聞きしたいんですけど、今、愛南町でもかなり感染者が広がっておるわけなんです。それで、介護事業者なんかはかなり大変だと、死活問題になるというふうな意見もあるわけなんですけど、その今回の9月補正とか、そういったもので今後対応する予定とかはあるんでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 今回の9月補正では計上はしておりませんが、介護現場かなり厳しくなっていますので、職員の抗原検査でありますとか、また、N90マスクであるとか、そういった資材については町のほうでも協力できる体制を取っております、感染者が出た場合に職員も守る、利用者も守るといったところで、そういった資材の協力体制というのは取っております。以上です。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 御存知とは思いますが、やはり感染者とかが出たら1週間閉鎖とかそういうことが起きておるわけなんですよ。だから、やはり感染を未然に防ぐとか、そういう意味でも、例えば空気清浄機とかそういった対策も愛南町としてもすべじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 お答えいたします。商工観光課のほうでコロナ対策の交付金を使って、そういう支援をしている事業があるので、そこを例えばこちらで再度確認をして、もし利用できる期間がまだあれば周知させていただいて、ぜひ使っていただこうというふうに考えておりますので、また確認してみます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今の関連で、保健福祉課に限らないんですけど、全体的にコロナ関連で国から地方創生臨時交付金ですか、今年度全体で幾ら愛南町に来るのか、そして、それを今どれだけ何に使っているのかという一覧をですね、頂いていますかね、頂いていなかったと私思うんですけど、ぜひ、共有していただけたらと思います。

そして、これはほかの町ではホームページに載せて誰でも見れるようにしています。ぜひそういうコロナ対策費、国から幾ら来て、何に幾ら使いましたと、今年度だけじゃない、過去についても何年度分ってしっかりと情報発信していただけたらと思いますが、執行部、いかがでしょうか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課のほうでその交付金の取りまとめをしておりますので、その資料については、また議員の皆様には配付したいと思いますし、言われたように他団体の状況を見

ながら、ホームページのほうにもできるだけ情報公開したいとそのように考えます。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、1番の新型コロナウイルスワクチン接種事業については終わります。

続いて2番、一本松支所庁舎機能の保健センターへの移転についての報告を求めます。

尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 失礼をします。

それでは、説明資料に基づき、御説明をさせていただきます。

一本松支所庁舎整備に伴う平成29年度以降の検討経緯及び一本松支所庁舎機能の保健センターへの移転について、令和4年5月26日の議員全員協議会で御説明したとおり、一本松地域の住民の皆様には御説明及び御報告をするため、7月26日、火曜日、一本松山村開発センターにおいて、住民説明会を開催しましたところ、57名の地域住民の皆様をはじめ、一部議員の方々にも御参加をいただき、誠にありがとうございました。なお、当日の会議録については、ホームページにて8月12日から公表しておりますので、内容説明は省かせていただきますが、支所庁舎機能の移転については、一定の御理解をいただいたものと考えております。

それでは、資料に基づき、御説明させていただきます。

下段、右側が一本松保健センターになりますが、既存施設のまま新たな増築は行わず、赤枠が必要な改修箇所、左側下段の改修費のみを9月補正予算に計上することとしております。詳細につきましては、別紙2で御説明させていただきます。

平面図により、改修箇所の詳細を御説明しますので、別紙1を御覧ください。

上段左側、記録保存室・事務室は、支所事務室として使用しますので、コンセントの増設、電気設備の配線を行います。備品等の配置は記載のとおりです。

また、現在の事務室の壁に耐震補強の筋交いがあり、居室の拡張ができないため、カウンター機能として、各種申請書類等の記入用に机を事務室外に置き、対応することとしております。その左横、上側の更衣室には戸籍書類保存のための耐火キャビネットを3台購入し、下側の更衣室には、支所庁舎3階に設置している電話回線の交換器、IP告知端末機用防災行政無線機器、エアコンを移設する予定です。その下、湯沸室にはコピー機を移設、さらにその下、玩具・図書室は、宿直室に改修を行う予定で、備品等は、テレビや食器棚等、既存の物を移設するため、玩具収納用棚の一部を撤去し、必要な機器を設置する予定です。

その下、和室となっています乳幼児指導室の畳下のコンパネにゆがみや腐食が見られるため、併せて取替えを行うほか、床板に隙間があるため、追加で床板を補強することとしております。

中央下段、相談室は室内に段差があるためスロープを設置し、紙折り機、輪転機を移設します。右側端、外壁のはりや柱に雨水による腐食が見られるため、サイディングで覆うこととしております。このほか、館内は他の施設同様、土足使用とする予定です。

最後に、概算改修費用を御説明しますので、別紙2総括表を御覧ください。

備考欄には工事等の詳細等を記載しておりますが、支所関係の移転に伴う改修費用の小計530万9千円と、IP告知端末機及びひかり電話等の光回線の引込み工事、電算関係の移設に伴う総務課関係の小計261万1千円、合計792万円を、予算計上させていただく予定であります。

なお、現在、支所庁舎に設置をしております雨量計、震度計につきましては、現状のまま据え置き、今後、支所庁舎及び車庫を解体する際に移転場所を考慮しながら、今後、移設経費についても予算計上をさせていただきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○原田議長 ただいま、説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

少林議員。

○少林議員 ここは保健センターとしてたくさんの機能があったと思います。例えば乳幼児の健診とかですね、幾つかの団体が入っていましたが、今後その機能は残すつもりなのかどうか1つ。

それから、2つ目に大量に災害時の用品とか備品とかありましたが、あれについてはどのようにするつもりなのかお聞かせください。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 今、御指摘のありました乳幼児の健康相談でありますとか健診等については、通常どおり実施ができるように考えております。

それと防災備蓄品等については、今までの議員全員協議会等でも説明はさせていただきましたけども、御視察をいただいたときに雨漏りもしているような状況のある中でという形で、今、国民体育館のステージに、これは何回か説明させていただいたと考えますが、移動をしております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 今回、改修に係る費用が792万円ということで、大変リーズナブルだと思います。一方でですね、前回、昨年10月に一本松庁舎を一本松保健センターに移設する場合の懇話会からの意見書というか、検討した結果ですということで、この全協で頂いた内容ですと、一本松保健センターの改修には1億1,990万円と、1億2,000万円ほどかかるという報告でした。この差額は大変大きいんですけども、なぜ1億2,000万が800万円になったのか、もちろん増築しないとかあるんですけども、あのときはたしか増築しないと使えないかのような説明だったと思います。今回、どういうふうにお考えを変えられたのか、そのところの説明がなかったのでお聞かせください。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 令和元年度、支所庁舎の移設を検討しているという段階です、今まで御説明したとおり保健センター、開発センターについても移設をした場合の想定という形で、今の既存の施設をそのままに支所機能をくっつけると、増築するというふうな形での検討を行った結果、1億1,990万だったと思うんですけども、そういう試算をしたということでございます。

今回、その経費がこれだけの経費で済んだかということについては、基本的には支所庁舎の増築について、なるべく多額の経費をかけないように、既存のままで移設をするということの前提で検討をした結果、今回、こういう形の検討になりました。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 なるべく費用をかけないようにということで、ここまで縮減できたということですが、費用をかけないようにというのは、最初からできる限り考えるべきなんですけれども、今回、特に費用をかけないようにと考えられた理由は何ですか。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 前回の検討の時点では、今御説明したとおり、保健センターの機能を残しつつ支所をくっつけた場合に増築をするという形で検討したという御説明をしたとおりなんですけども、今回については、基本的にはそういう増築を行わずに既存の施設の中で支所機能を、先ほど御説明したとおり保健業務の機能も残しつつ、支所業務の検討という形での検討を行っ

たという状況でございます。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

池田議員。

○池田議員 ちょっと細かいことなんですが、南側の壁、外壁の雨水防止対策ではりや柱が腐食している状況となっておりますよね。これはもうはりや柱はそのまま外壁を張って、これ以上の腐食を防止するということですか。それで十分という判断の下にやられておるということですか。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 一部外壁の言われたところについてはですね、シロアリ等の、桜の木がかなり年数がたっておるものがある関係もあって、シロアリの調査もしておりますけども、内部のほうから確認した結果、腐食のほうもこれ以上進んでいないというような状況で確認できましたので、今議員お話いただいたとおり、サイディングで覆うことによってこれ以上の腐食を防ぐことができるという判断の下に行うことと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 先ほど説明していただいた内容、ちょっと聞き取りにくかったので、もう一回お願いできますか。保健業務の機能を残しつつ増築をする予定だったけれども、今回はそれを変えるんですか。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 先ほどの御説明の中では、増築をした場合も含めて保健センターは保健センターとして使っている建物ということがあったものですから、それ以外に支所の機能をくつつけるという形で1億1,990万だったと思いますけれども、そういう検討をしたという状況で、今回については、保健センターの建物内で支所機能を持っていった場合に、先ほど少林議員からも御指摘があった乳児の健康診断とか、健診であるとか、それから重症児等の南愛媛療育センター等の相談も実際には行っておりますけれども、そういう活動に支障を来さないかどうかということも含めて検討した結果、現状の中では特にそういう活動についても問題なく実施ができるという判断の下、今回こういう形で改修をしたいということでございます。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 すみません、もう一回分かりやすく説明していただきたいんですけど、ちょっと分からないので。要は、でも保健業務は前も、増築の場合もちろん残す予定だったし、今回も残すんですよね。具体的に何が違うんですか、この差額1億1,000万は。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 先ほど申しましたとおり、増築をした場合という形で費用が木造の場合ですからくつつけた場合にかかった費用が先ほど御説明したとおりで、今回の場合には、建物の大きな増築は伴わないということもありまして、費用に差額があったものと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

中野議員。

○中野議員 あそこ、細かいところなんですが、スリッパで上がっていましたよね。あれちょっと説明で分からなかったんですが、あのスリッパで上がるようにして住民サービスでちょっとスリッパで上がると、来たお客さんが不便やないかなという感じがある、言うたですかね、今さ

つき。今までどおりスリッパで上がるんですかね。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 先ほども御説明はさせていただいたんですが、他の施設と同様に土足で使用をしたいと考えております。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 先ほどの災害時のあれの件なんですが、国民体育館言うたら一本松小学校の横ですかね。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 町民プールがあってその横にある。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 ステージにあれ全部置いたら、ステージが使えなくなってあと困るのではないかと思うのですが、一時仮置きなんでしょうか、そこに置いて大丈夫何でしょうか。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 防災備蓄品については、担当課、防災対策課にはなりますけれども、今現在ステージ等で学校のほうの活動にも特に問題もないということで確認をしておりますし、ステージの中で議員御指摘のとおり備蓄品を置けばステージでの活動というのものもなかなか制限がされると思いますけれども、特に使用の実態から考えて問題がないのかなと認識しております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、2番の一本松支所庁舎機能の保健センターへの移転については終わります。

続いて3番、南宇和地区更生保護サポートセンターの移転についての報告を求めます。

中田町民課長。

○中田町民課長 それでは、町民課から南宇和地区更生保護サポートセンターの移転について御報告させていただきます。

資料の3を御覧ください。

初めに1の移転の経緯ですが、南宇和地区更生保護サポートセンターは、愛南町財産規則に基づいて行政財産使用許可を受け、平成31年1月から一本松保健センター内に開設されており、保護観察対象者等との面接や保護司相互の情報・意見交換、保護司会と南宇和更生保護女性会と連携した犯罪予防のための啓発活動等、地域の更生保護活動の充実・強化を図りながら、安心・安全な地域環境づくりを行う拠点となっております。

今回、一本松支所機能を一本松保健センターに移転する方針が示されたことから、サポートセンターの移転が必要となったものです。

次に2の移転先ですが、移転先の選定に当たっては、国からの通達等に基づいて、保護観察対象者等との面接場所の環境や常時専有できる事務室の確保状況などに重点を置いて、保護司会役員が複数の候補施設を確認した結果、最終的に旧東海小学校の別棟になります教室棟内の保健室への移転要望を受けたものです。

最後に3の今後の対応ですが、サポートセンターは、先ほど説明のとおり、保護司会の任務を一層推進し、更生保護活動の充実・強化を図ることを目的として設置するものなので、移転が更生保護活動の停滞につながることはないよう、関連手続を速やかに行うとともに、拠点としての機能整備を図るため、エアコンやトイレ等の施設整備に要する関連予算案130万7,000円を9月議会定例会に上程させていただきます。

町民課からの報告は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○原田議長 説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、御質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 じゃあこれ、東海小学校は、今普通財産でしたかね。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えします。

まだ行政財産です。今回の移転に伴って行政財産使用許可の形で移転を行う予定としております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、南宇和地区更生保護サポートセンターの移転についてを終わります。

続いて、4番、旧赤水小学校解体工事についての報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 旧赤水小学校解体工事につきまして、説明させていただきます。

資料を御覧ください。

赤水小学校の解体理由や解体する施設、また沿革等につきましては、2月の全員協議会において説明させていただいており、その記載のとおりでございます。

今回、4のところに当たりますけれども、解体の設計費用が確定いたしましたので報告いたします。

解体費用は4,138万2,000円です。工期は4か月で、年度内に解体を終える予定でございます。

次のページを御覧ください。

こちらが現在の配置であります。今回は校舎とプールを解体いたします。

次のページを御覧ください。

校舎とプールの後はグラウンドとして体育館の横に駐車場を造る予定となっております。それで、予算につきましては、今度の定例議会で上程させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 4,138万円ということで、これ財源は何になるんですかね。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 基金の取崩しによる一般財源になります。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、4番の旧赤水小学校解体工事についてを終わります。

続いて、5番、消防本部救助工作車更新についての報告を求めます。

浅海消防長。

○浅海消防長 消防本部から救助工作車更新について、報告をさせていただきます。

資料の5を御覧ください。

2月開催の議員全員協議会で説明しましたとおり、現車両の救助工作車は、合併前の旧南宇和消防事務組合のときの平成10年12月に配備した車両でありまして、23年経過しております。各部の老朽化が進み故障の頻度が増加し、部品の調達も困難な状況に加え、ほとんどの

資機材も23年経過しております。

2の更新予定車両についてですが、左側の欄が前回2月に報告をさせていただいたもので、今回は右側の欄となります。

車両は前回同様、II型ベースの標準仕様、5.5トン級、四輪駆動方式でございます。

総額につきましては、コロナ禍の影響に加え、車両の安全性能向上によるものや資機材の価格も高騰している状況にありますが、税抜きで約1億900万円、うち車両及び艀装費は約7,300万円、資機材は、約3,600万円でございます。

艀装費を含めた車両及び資機材の価格は、再精査をし減額しておりますが、ウインチにつきましては、近隣の消防本部でも取り入れている仕様と同等の5トン引きでありまして、これ以上の性能を下げるのは、活動に支障があり、人命救助に影響を及ぼす恐れがあるため、前回と同額としております。

照明装置につきましては、夜間活動時に隊員の安全確保のためには必要な装備ではありますが、前回の仕様では、LED化の160ワットが2基としていたところを、今回は90ワット4基に変更し、240万円の減額としております。

水・土砂器具及びその他の資機材につきましては、同様に再精査をし、必要最小限の資機材で対応することといたしました。また、救命ボート、空気呼吸器、ポンプ等を引き続き使用するようしております。

資料の2ページ以降に資機材の一覧を掲載しております。

使用可能なものにつきましては、新たに更新することなく、乗替え対応するなど、不要な支出を極力抑えるよう配慮した上で、資機材の選定を再精査し、前回から削除した資機材の項目を黄色の網かけをしておりますのでお目通しをお願いいたします。

3の予算計上につきましては、財源は過疎債を充当し、コロナ禍の影響により、車両や資機材の納入も時間を要しますので、令和4年度に資機材の購入と併せて車両の発注、令和5年度に車両の購入での継続費で考えております。

以上、消防本部救助工作車更新についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 大分2月から比べますと節約できている状況なんで、大いに評価はできるんですけども、まだまだ精査する、できるもの、継続して使えるもの、まだ若干あるんじゃないかなという気が一つします。もう一回精査、再精査できるもの、例えばですね、山岳用のストレッチャーですかね、これ平成27年ぐらいに購入されているものがまだあると思うんですけども、それを代用して使えるんじゃないかなというふうに、一部ですけど、まだほかにも若干ありますけども、それがあって、再度もう一回再精査できる可能性があるかどうか、それが一つ。

それからもう一つ、まだまだ経年劣化で古い平成9年水槽車がまだあるかと思えます。これも更新していかなくちゃならないんで、今回、削減したものによって、それも2年か3年か先に水槽車も更新する時期が来ると思うんですね。工作車よりも古いものがあるわけですから、そういうのも計画的にしていってほしいんじゃないかなというふうに思いますので、その2点、ちょっと見解をお聞かせください。

○原田議長 浅海消防長。

○浅海消防長 言われるように山岳用の資機材につきましても、再度、発注時期に合わせて再精査をして、減額なりの努力をしていきたいと考えております。

ポンプ車につきましても、水槽車につきましても、年度ごとの更新目安が20年とか25年とかになっておりますので、それが延びることのないように更新をやっていききたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

佐々木副議長。

○佐々木副議長 ちょっと細かいことなんですけど、走行距離が2万5,000キロというと、今から年数はたっっておってもまだ走れる状態なんですけれど、これ下取りはゼロということですか。

○原田議長 浅海消防長。

○浅海消防長 一応、売却が可能であれば公売も考えていきたいと考えております。入替えのときにですね。

そして、愛媛県の消防学校のほうから実習用の救助工作車のほうがもう消防学校が保有しているのが30年以上たっておりますので、そっちのほうに寄贈ができないかどうか併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、5番、消防本部救助工作車更新についてを終わります
続いて、6番、ヘリポート整備事業についての報告を求めます。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 防災対策課よりヘリポート整備事業につきまして御説明いたします。

資料6を御覧ください。

まず初めに、事業の目的につきましては、町内全域で救急需要が増加し、高齢化が進む中、町内の消防・救急体制のさらなる充実と、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等の災害に備え、緊急時に防災ヘリやドクターヘリが離着陸できるよう防災体制の強化を図るため、ヘリポートとして整備することを計画しております。

整備予定場所につきましては、愛媛県ドクターヘリのランデブーポイントとして登録されております旧中浦小学校グラウンドを整備予定としております。

整備計画(案)といたしましては、9月補正予算におきまして設計に係る予算の計上を行い、予算が議決されましたら、10月に入札・契約締結後、設計に取りかかります。その後、12月補正予算におきまして工事に係る予算の計上を行い、予算が議決されましたら、年明けの1月に入札・契約締結後、工事に取りかかり、今年度末にヘリポートの整備工事が完成できる予定としております。

最後となりますが、今回、9月補正予算におきまして設計委託料予算17万6,000円を予算計上する予定としております。

以上、防災対策課よりヘリポート整備事業についての説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 今回、中浦に設置をするといことで、非常にいいことなんですけども、もう次の計画というのはあるんでしょうか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 今回のこの事業の成果を見極めながら、今後の事業展開を計画できればと現時点では考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

池田委員。

- 池田議員 南海トラフ地震に備えて等々ありますが、津波とかそういうのに対する考えはどのように考えておられますか。
- 原田議長 土居防災対策課長。
- 土居防災対策課長 今回整備予定場所としております、旧中浦小学校グラウンド海岸沿いに校舎、グラウンドがあるということで、津波等によりアスファルトなりの舗装が洗われないよう、例えばアスファルトとグラウンドの土なり境目に境界ブロック等を打つ等、強固なものにできればというふうに考えております。
- 以上です。
- 原田議長 鷹野議員。
- 鷹野議員 大変ええことなんですけど、今、アスファルトになるということなんですけど、今、グラウンドとしてグラウンドゴルフとか活用しておるんでしょうか。また、その辺、ここがアスファルトになるんだというそういう住民説明はちゃんとできておるんでしょうか。
- 原田議長 土居防災対策課長。
- 土居防災対策課長 地元の中浦地区の代表の行政協力員様のほうに、事業の概略のほうは説明しております。確認いたしましたところ、現在、グラウンドゴルフ等は別の場所を使用しているということです。
- 今後の活用予定等も何か活用するような予定はありますかということを確認しましたところ、今のところ、こちらの場所ではそういった地区の行事等は行う予定はなっていないということでした。
- 以上です。
- 原田議長 ほかにございませんか。
- 吉村議員。
- 吉村議員 これドクターヘリは時間を争うあれなんですけど、これ真ん中の方にもっとできなかった、場所は。中浦だったらドクターヘリの場合、こっちから行くのに搬送に時間かかるでしょう。もう少し中心というか真ん中のほうに、そういう案はなかったの。
- 原田議長 土居防災対策課長。
- 土居防災対策課長 今回整備予定場所、旧中浦小学校グラウンドといたしましたのは、地区のほうから中浦小学校の校舎解体後、海からの風によりまして、グラウンドの土ぼこりが住宅まで舞うようになりまして、近隣の住民の方々から苦情が出ているため、土ぼこり抑制のために何か対策をしてほしいというような地区要望も出ておりましたので、今回この場所をヘリポートの整備予定場所を選定いたしました。
- 以上です。
- 原田議長 吉村議員。
- 吉村議員 この砂ぼこりと人の命の道、命の道って陳情していつている部分に、ドクターヘリで時間を争うようなあれに、ちょっとあまりにも今の回答はおかしいんじゃないの。どうですか。
- 原田議長 これ、この中心部でのドクターヘリ、ヘリポート、ほかにどこがあるんですかね。
- 浅海消防長。
- 浅海消防長 ドクターヘリの着陸地点というのは、町内で14か所、それから町外というか宿毛の新港岸壁に1か所の15地点を愛媛県に登録しております。近くでは南レクの城辺の芝グラウンド、この前も着陸したんですけど、県立南宇和病院の北側の河川敷にドクターヘリの着陸場を設けております。今回も中浦小学校にしたというのは、砂ぼこりも抑制するためについていう両方の意味を込めて計画をするということでもあります。
- 以上です。
- 原田議長 いいですか。
- 石川議員。

○石川議員 ヘリポートとランデブーポイントと、今言ったその14か所、正式にはヘリポートは何個あって、ランデブーポイントは何個あってっていう、細かい説明をしていただけませんか。

○原田議長 浅海消防長。

○浅海消防長 緊急で遭難とか、あと病院搬送とかで着陸するヘリポートがランデブーポイントで登録しておるということでもあります。正式なヘリポートというのは、登録自体はありません。民間が……（発言する者あり）……じゃなくて、これもランデブーポイントを整備するという事です。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 ヘリポート造ること自体は私もいいことだと思うんですけど、この場所ですよ、先ほど同僚議員も言いましたが、指摘しましたが、津波が来たときどうするのか、アスファルトにならないという問題ではなくて、これ瓦礫でヘリポート着陸できるような状態にならないんじゃないかと思うんですけど、その点について、これ山からも土砂崩れもあるかもしれないですし、津波だけじゃなくて。その辺の予測をどう考えていらっしゃるのかということが1点。

それから、2点目にこれ今回優先的に中浦地区にヘリポート造るということですけども、やっぱりそれは優先順位があつてこそだと思うんですね、砂ぼこりというよりもね。やっぱりそれは優先順位がないといけないと思うんですよ。ランドデザインをつくとおっしゃってましたよね、ずっと。これいつできるんですかね。ヘリポートを町内に何か所、こういう優先順位で造りますというものをまず出すべきじゃないですかね、全体像を。

それから関係して3点目、これは設計費は17万6,000円ですけど、工事費はどれぐらい見込んでいますか。それから財源は何を見込んでいますか。

以上、3点お願いします。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

まず1点目の優先順位につきましては、先ほど消防長より説明もありましたが、現在登録のあるランデブーポイントの中から選定して、今後、ヘリポートとして整備していけたらなというふうに現時点では考えております。

あと、ランドデザインにつきましては、現時点では確定したものはまだございません。今後、今年度事業を手がけております津波避難計画等の策定状況を踏まえまして、その結果を踏まえて愛南町の防災・減災対策についての事業を計画できればというふうに考えております。

最後の設計費が17万6,000円ということで予算計上しておりますが、工事費につきましては、今後の設計にもよりますが、おおよそ約500万円から600万円ぐらいの概算工事費になるのではないかとということで、現在見込んでおります。

財源につきましては、今のところ財源までは企画財政課とまだ綿密な打合せはできておりませんが、今のところ、一般財源を考えておりますが、今後、充当できるような基金等がございましたら、そちらのほうを充当できればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 1点目の津波が来た場合ですよ、土砂崩れとか、瓦礫とかで、ここがヘリポートとして機能しなくなるんじゃないかという点についてどう見込んでいらっしゃるのか、この地区に、例えば津波が何メートルのものが来る予定なので、ここは瓦礫がないんですと言い切れるのか、その予測をどう考えていらっしゃるのかという点、まだだったと思うのでお願いします。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

津波による瓦礫の予測なんですが、現時点で瓦礫がどれぐらいの物量がこのグラウンドに影響があるかということは、今、手持ちの資料は持ち合わせておりません。今後、ヘリポートとして整備するのであれば、災害時、津波による瓦礫等の影響を受けないような、そういった方策も取れればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 それ、設計料をこれ補正予算に入れる前に算定というか予測、ある程度立てんといけんことやないですか。ここ、津波何メートル来ますか。

○原田議長 浅海消防長。

○浅海消防長 すみません、ちょっと質問とは違うかも分からないんですけど、ドクターヘリの出動というのは、愛媛県に1機だけですので、有事の際にはなかなか活躍ができないということで、今回整備するヘリポート、舗装するヘリポートは一般救急のためにというような目的で設置をする予定としております。ちょっと海拔の話とは違いますけど。

○原田議長 暫時休憩します。

11時15分より再開します。

(休憩)

○原田議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 休憩前の御質問に対しましてお答えいたします。

こちらの旧中浦小学校グラウンドの津波高は、調べましたところ9.6メートルです。もちろん津波があった際は、金繁議員がおっしゃられたように瓦礫等、こちらのほうに散在されることは予想されます。もちろん有事の際の防災ヘリを離発着する際は、瓦礫の撤去は必要になってきますが、有事の際の防災ヘリ離発着もですが、一般救急のドクターヘリの離発着の際は、グラウンド等の場合は砂ぼこりを抑制するために事前の散水等を行う必要があります。その利用に際する散水等の時間や人的ロスの削減を図りまして、救急救命の時間短縮もできればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。

先ほど浅海消防長が言われたように、これ防災というよりもドクターヘリとして利用はもちろんできると思うんですよ。だったら、それドクターヘリとしてのランデブーポイントとして位置づけて事業をしたらいいんじゃないかと思うんですね。災害を視野に入れた愛南町初のヘリポート整備事業というのであれば、やっぱりなぜここが最優先のヘリポートになるのかという、やっぱり理由づけは欲しいところです、正直言いまして。やっぱり全体像、グラウンドデザインあってこそここを最優先の愛南町初のヘリポートにするんですということ、やっぱり町民に納得してもらわないといけないと思うんですよ。

なので、その2つ、どちらで出されるのか、もう一回検討していただけないですかね。どうでしょうか。そんなこと検討する必要もないというのであれば、おっしゃっていただいているんですけど。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

金繁議員がおっしゃられたように、ドクターヘリのランデブーポイントとして平時の際、救急救命の時間的、人的ロスの解消を行って、少しでも1分1秒を争う救急救命の短縮、人命救助ができればというふうに考えておりますので、そちらのほうを重視しながらヘリポートを整

備できればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 ということは、この目的のところから、目的書かれていますよね、1番。南海トラフ地震等のというところは削除される予定ですか。

それと、2点目は砂ぼこりを抑えるためにヘリポートを造ることなんですけど、私はこの全面アスファルトにするんだったら意味があると思うんですけど、ヘリポートとしてヘリが降りたときにですね、周りが土ぼこりであれば物すごい土ぼこりが、ヘリが降りたときに出てくる可能性がある。だから、その2点、どちらを目的にしてやるのか、その事業の内容もですね、もしドクターヘリのヘリポートとして使われるのであれば、私は全面舗装する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 まず、1点目の目的のところの近い将来発生が予想されている南海トラフ地震の災害に備えというところの説明書きは、申し訳ありませんが削除させていただいて、救急救命のためのドクターヘリのヘリポート整備事業ということに訂正させていただいたと思います。

あと2点目のヘリポートの周囲の土、グラウンドのところなんですけど、石川議員おっしゃられるように、グラウンドのところが残ると土ぼこりが舞ってしまうということもありますので、現時点ではまだ未確定ではございますが、石川議員がおっしゃられたように全面アスファルト舗装するか、もしくはヘリポートの周りに、例えば芝を敷くとかですね、土ぼこりが舞わないような設計ができればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 今、その目的なんですけど、そういった南海トラフ地震、当然津波が来るから瓦礫の山になるとは思いますけど、私は南海トラフでもレベル1ぐらいやったらそんなに瓦礫もないということで、やっぱりそういったときのヘリ等、防災ヘリの離発着場ということは考えるべきであるし、また、このヘリポートとかそういうドクターヘリ云々ということもですけど、この地域に災害時発生したときに瓦礫云々という一つのことがありますけど、その後、災害復旧ということで、瓦礫の集積場ですね、災害残土というか、そういった箇所にも利用できると思いますよ。だから、その辺総体的にヘリの離発着ばかりを考えるんじゃなくて、一つの防災に関する場所の利用ということをやはり盛り込むべきやと思うんです。

今、町内で事前復旧という計画案に災害時に発生した残土の処理場、数か所予定しておると思うんですけど、そのためにもこういうのも、ここも含めるような、そういった考え方でこの事業を進めたらいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

事業目的のところにつきましては、鷹野議員のおっしゃられた案も一案あると思いますので、慎重に考えて計画させていただいたというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

中野議員。

○中野議員 今、鷹野議員言われたように、南海トラフが来たからといって津波が絶対それを超えるわけでもない、100%そうでもないし、別にこれ削除しなくてもその規模によって使用もできるわけだから、あえてこれを無理に削除することもないですし、南海トラフが来てもそのための部分もあるし、やるのであれば別に鷹野議員が言われるように南海トラフのこの部分が

あってもおかしくはないと思います。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

先ほど中野議員がおっしゃられた御意見も踏まえまして、慎重に検討させていただいたと思います。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、6番のヘリポート整備事業についてを終わります。

続いて7番、森林環境譲与税の用途についての報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 農林課より、森林環境譲与税の用途につきまして御説明いたします。

資料7を御覧ください。

森林環境譲与税は、令和元年度より交付されておりますが、全国的に執行額の割合が約5割にとどまり、残りにつきましては基金に積み立てられている状況となっております。このことにつきましては、実施可能な取組事例が不明瞭であったため、全国の市町村より国に対しまして具体的に例示してほしいとの要望が多数寄せられたため、本年6月に林野庁及び総務省の連名により、実施可能な取組事例が示されたことから、地域の特色を活かした森林整備等への利用促進が求められております。このため、本町におきましても取組事例を基に、森林環境譲与税の用途を明瞭化し利用促進を図ってまいりたいと考えております。

本町における令和元年度から令和3年度までの譲与税総額は5,941万2,000円であり、現在までの積立て額は5,211万8,000円、さらに本年度に交付されます譲与税額は3,125万6,000円の見込みとなっております。

用途につきましては、1の森林経営管理制度の推進とし、①の意向調査・資源量調査・集積計画策定事業を行うこととし、②の環境林整備事業(未整備人工林)は、森林環境譲与税の大きな役割を果たします私有人工林を町が代行し、切捨間伐等の森林整備を実施することとしております。また、③の林業基盤整備としては、既存森林作業道の整備を行うこととしております。

2の森林環境の整備とし、①の森林整備支援(間伐・造林)事業を、②の素材生産支援(林業機械導入)事業を、それぞれ行うこととしております。また、③の素材販売支援(運搬費)事業は、今まで森林所有者が負担しておりました木材市場までの輸送費に係る費用を補助し、森林整備の促進を図ります。

3の林業担い手の育成・確保とし、①の雇用環境改善事業は、意欲と能力がある事業者として愛媛県が認定しております森林組合等に、労働安全装備品等の福利厚生及び労働安全衛生の充実を目的に新規雇用者に補助を行うこととしております。

4の木材利用の推進とし、既存事業であります①の地域材利用木材住宅建築促進事業の財源を町単独費から森林環境譲与税とし、②の公共施設等木質化事業は、今後の新築及び改築計画に併せまして、木質化を図るための経費の補助を行うこととしております。また、③の木育推進事業は、既存事業としまして事業推進を図っております。

この事業の中で、9月補正予算(予定)と記載している事業を上程する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか、実施可能な取組が、説明いたしました事業のみに限られるものではないと考えておりますので、今後も森林整備等の効果が広く町民一人一人に及ぶものであることに鑑み、町民の御理解、御協力の下、実施可能な取組を模索しながら、森林整備等の促進を図れるよう森林環境譲与税の有効活用に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 2点伺います。

1点目は、切捨間伐についてです、1の②。これ間伐の割合は何割ぐらいを考えているのか。それから4の木材利用の促進の②の公共施設等木質化事業、これについてだけ補正予算で予定額が明示されていません。これはなぜでしょうか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 間伐割合につきましては、切捨間伐、その山の林齢によって違ってくるかと考えております。その基準につきましては、県の基準を基にやる計画ではあります。また、木質化につきましては、今後、町の施設であれば木質化で改築予定につきましては、まだ今年度はございませんので、今年度の予算は入れておりません。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、7番の森林環境譲与税の使途についてを終わります。

続いて8番、広域農道南宇和線(御荘工区)災害復旧工事の工期延期についての報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 この案件につきましては、早急なお知らせをいたしたく、事前送付をさせていただいております。

それでは、改めまして広域農道南宇和線(御荘工区)災害復旧工事の工期延期につきまして、御説明をいたします。

資料8を御覧ください。

現在の災害復旧工事の進捗につきましては、令和3年11月30日にて契約締結をし、支障木伐採、支障電柱移転及び法面掘削、法面保護のためのラス張り、アンカー工の基礎となりますモルタル施工の吹付法枠工が完成している状況です。今後につきましては、崩壊をしております法面の安定を図るための主工事でありますグラウンドアンカー工、鉄筋挿入工及び降雨時の安全性を図るための水抜きボーリング工の工程にて施工予定としておりますが、次の理由により、道路利用者や関係者の方々には、重ねて大変御迷惑をおかけしますが、3か月の工期延期を余儀なくせざるを得なくなっております。

工期延期理由につきましては、(1)としまして、支障電柱移転において、停電に対し和口変電所に近く高圧電線であったため送電軒数が非常に多く、また太陽光発電事業者との協議も必要であったため、私どもが予定していた工程に対して、約1か月程度の不測の日数を費やしたこと。

(2)とし、法面掘削において、4月から7月初旬の降雨日が19日間あり、中段の法面湧水状況写真にありますように、土中部より湧水がかなり広い範囲で確認されたため、安全性を考慮し、湧水が落ち着いてからの作業となったため、約1か月程度の不測の日数を費やしたこと。

(3)とし、工事資材において、ウクライナ情勢等により、現在世界的に危惧をされております鋼鉄等の原材料不足により、P C鋼より線をはじめとする鉄製品の工事資材の確保に工期全体に影響を受けたため、約1か月程度の不測の日数を費やしております。

以上3点の大きな要因により、誠に申し訳ありませんが、完了工期を9月30日から12月28日に変更させていただきたいと思っております。

また、当初より指摘のありました、片側交互通行につきましては、作業工程上支障のない時

期に、早急の対応をさせていただくよう考えております。

本当に、道路利用者の方々、また関係者の方々には御迷惑をおかけしますが、御理解、御協力をお願いするものであります。なお、工期延期の周知につきましては、9月の各地区回覧にてお知らせをすることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

石川議員。

○石川議員 私、この工事に着手する前に、どうか早く町民の利便性を考えて片側通行を何とか早くできないかということで、お願いしておったんですが、今回、工事が遅れますというような話ですが、24時間工事はしていないと思うので、できればですね、工事をしていないタイミングで、片側通行を早急にできないか、検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 現在、通行、道路面の使用につきましては、全面的に作業上必要であります。昼間の間、明るい間はそこは使用しているところなんですけど、もう一つは片側交互通行につきましては、今後、工程にあります水抜きボーリング工の施工時に2車線分機械が入りますので、2車線分7メートルの空間が要するというので、それが完了するまではなかなか片側通行は難しいとは考えております。

しかしながら、先ほどお答えしたように、早急な対応を図りながら、御迷惑をおかけしておりますけど、そういう形で御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 地元議員として一言申し上げたいと思います。

この道路はですね、農免道路と言いましても、実質的には関連する地域の人にとりましては、既に生活主要道路であって、交通量も多くて地域住民にとっては欠くことのできない必要な道路であります。地域住民は今回のこの復旧工事、非常に関心も高い、心待ちにしておる状況であったわけでありまして。今後、先ほどありましたように広報とか回覧等で周知をしていくこととなりますけれども、いずれにしても今回のこの工期延長というのは地域の住民の期待に応えられない結果となるわけで、周知した後には、いろんな不満の声が出るのが懸念されております。その辺に対して、ひとつ誠意を持った丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

それと今後のことなんですけれども、工事の工程表というのがあると思いますが、これについてですね、やっぱりしっかりと把握して現場を指導していただいて、極力今後の公共事業においてこのような遅れがないような対応をしていただきたいと思いますと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 尾崎議員がおっしゃること、もっとものことだと思っております。今後の対応、またいろいろと皆さんの意見が出てくるとは思いますが、そのときにつきましては、担当職員はじめ農林課としましては、誠意ある対応という形で真摯な対応をさせていただこうと考えております。

また、工程につきましては、現在、7月に工程会議を行っております。12月28日というところにつきましては、業者ときっちりした工程を組みまして、業者も精一杯行うという形でぎりぎりいっぱい工期の協議をさせていただいております。しかしながら今後につきましては、また台風の時期等もありますので、そういう形も考えられますが、そこについては業者及び行政、担当課が十分密な協議をしながら、工期に合わせて完了をするように努力をしたいと思

ます。

以上です。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 今課長が言われたとおり、これ延期理由にやっぱり降雨の影響が大きいと思います。今から土工事は終わっておると思いますが、グラウンドアンカー、雨のときにできるか、湧水があったらできるかとか、いろんな条件が出てくると思います。言われたように今から台風シーズンですので、また不測の事態が起こる可能性があると思いますが、その辺をじっくりと工期の中に入れて、検討されているんだろうと思いますが、それを十分にあれして検討していただきたいと思います。

それと、焦るあまり、やっぱり安全も第一ですので、工事の安全には十分気をつけて注意しながらなるべく早く、無理なお願いですが、なるべく早く、くれぐれも工事の安全、事故でも起こしたらもうとんでもないことになりますので、その辺は業者とよく相談しながら、協議しながらお願いしたいと思います。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 そのことにつきましては、十分業者とも協議をしておるところなんですけど、やはり安全、労働安全基準上というところは十分お互いに守るところをもって施工したいと思っております。

また、今の状況なんですけど、グラウンドアンカーが完成すれば、ある程度の安全性を保てるとは考えておりますが、今、グラウンドアンカーが1日に1本程度の挿入を今行っております。現在4本、5本という形で進んでおるところなんですけど、議員おっしゃるとおり今後雨に対して、十分気を付けながら、二次災害のないような形で行いたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上で8番、広域……

那須議員。

○那須議員 丁寧な説明を求めるのは当然なんですけれども、今日の議員協議会は9月に上程する補正予算の説明であります。議会で話すことは聞きたいでしょうけども、それは議会でやっていただいて、そのような進捗を議長に求めます。

○原田議長 はい、分かりました。

続いて、9番、温泉・温浴施設の料金改定についてを報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。商工観光課からは、2つの案件を報告させていただきます。

最初に、資料番号9番、温泉・温浴施設の料金改定について説明をさせていただきます。

1 料金改定の経緯です。令和2年度、消費税増税に伴いまして温泉・温浴施設の料金改定の条例改正を行っております。現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います利用者の負担軽減を図るため各温泉・温浴施設につきましては、値上げをしていない状況です。しかしながら、原油価格や電気・ガス料金の高騰、仕入価格上昇等の影響により、今回、温泉・温浴施設の料金改定(値上げ)を、条例の範囲内で改定することといたします。

改定の日は、令和4年9月1日、木曜日からです。

対象施設は、ゆらり内海・山出憩いの里温泉・一本松温泉あけぼの荘の3施設です。

改定内容は、下記のとおりです。上段のゆらり内海を御覧ください。

項目の上段から、条例の利用料が2年度の条例改正の上限です。次の段が現在の現行料金です。次の黄色の色がついている段が、今回の改定する料金価格です。現行価格が施設ごとに異

なっておりますので、今回の機会に統一の料金設定とさせていただきます。

料金改定の通知につきましては、先月から各施設内に内容を掲示して周知しており、現在まで、苦情等の連絡は本町のほうにもありません。

以上が、温泉・温浴施設の料金改定についての報告です。

以上です。

○原田議長 ただいま説明がございました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

石川議員。

○石川議員 これは9月の議会には出されないんですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 9月の議会には出ません。通常の料金改定の範囲の報告です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 町外の人と町内在住者と、せつかく価格改定するので、特に補助金等も町から出ているという意味からして、町外の人との差額をつけて料金改定されたらいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今のところ、町内・町外の方の金額の異なる設定は考えておりません。現場としても特に一本松のあけぼの荘につきましては、宿毛からのお客さんも大変おりますので、そちらとの整合性も取らなきゃいけないので、現在のところ料金の差異は考えておりません。以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、温泉・温浴施設の料金改定についてを終わります。

次に、10番、ふるさと納税業務の委託契約締結についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 次に、資料番号10番です。ふるさと納税業務の委託業務締結について、説明をさせていただきます。

業務委託の経緯です。さらなる寄附金額の増加及び業務の効率的、効果的な運営を図るため、ふるさと納税に係る業務を包括的に委託をいたしました。令和4年6月22日にプロポーザル方式で業者を選定しまして、株式会社パンクチュアルと令和4年7月15日付で契約締結を行って、8月1日より業務を開始しております。

委託業務の内容です。ポータルサイト運用管理業務、寄附者への書類発送業務、返礼品の開発業務など、ふるさと納税に係る業務を包括的に委託をします。委託料は寄附額の6.5%プラス税です。

事業所についてです。事業者は愛南町に事業所を構えることを条件にしておりまして、旧馬場集会所を事業所として賃貸予定としております。ここを拠点に事業者と町が連携して事業を進めてまいります。また、愛南営業所駐在として、3人が既に愛南町に移住をしております。画像の旧馬場集会所は、トイレ等の改修が必要で、今回9月補正で改修費用を、補正予算として総務課から予算計上をさせていただいております。改修が終了次第、新しい愛南町のサテライトオフィスとして稼働する予定となっております。

今後の展望としまして、委託業者の株式会社パンクチュアルと町職員が共同で、返礼品の開発や発掘を行い、愛南町の魅力を最大限に引き出し、ふるさと納税寄附金の増大と町の魅力発信に努めてまいります。

以上が、ふるさと納税業務の委託契約締結についての報告です。

商工観光課の報告は、以上です。

○原田議長 説明が終わりました。

御質疑、金繁議員。

○金繁議員 株式会社パンクチュアル、須崎の会社ですかね。なかなかやり手のようにホームページを拝見すると思います。関わった自治体のふるさと納税が倍額になったとか、たくさん情報が載っていますが、なので期待も高まると思いますが、このプロポーザルの内容というのは、議会で共有してもらえないですかね、どういう内容のことをしますという約束をいただいているのか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 プロポーザル方式の分はですね、内容のほうを仕様書にうたってしまして、その分を公開しておりますので、それに基づいて内容の業務をやってもらうようになっております。

業者の選定につきましては、そのプロポーザルの総合得点の分の点数表を一応報告をしております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 この職員、社員、何人で業務する予定ですか。分かればお願いします。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今のところ4人で業務をいただいております。そのうち3名がもう愛南町に移住をいただいておりますという状況です。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、ふるさと納税業務の委託契約締結についてを終わります。

続いて11番、国土交通省所管新内海トンネル工事に係る重金属の検出についての報告を求めます。

濱建設課長。

○濱建設課長 本件につきましては、関係する所属課が複数にわたるために建設課を取りまとめ幹事課とし、環境衛生課及び水道課からそれぞれ説明をさせていただきます。

それでは早速概要といたしまして、国土交通省が所管する国道56号津島道路の新内海トンネル工事において、自然由来の重金属が検出されており、このことについては5月の全員協議会でお知らせしたところです。その後における国土交通省及び本町の対応をお知らせします。

2番のこれまでの経緯というところで、冒頭の2行、網掛けした部分につきましては、前回お知らせした主な項目を再掲しております。3行目から下から2行目7月19日水質検査までの項目につきましては、この後担当課より詳細説明がありますので割愛させていただきます。

最終行の第2回柏地区住民説明会につきましては、先般、国土交通省より8月31日、水曜日、18時30分より内海支所でその説明会を開催すると連絡がありましたので情報共有をいたします。

3番の国土交通省の対応についてというところについては、ここにつきましては、読み上げさせていただきます。

地下水(飲料水)と農作物や海産物への影響を及ぼさないことを最優先とした対応策として、山鳥坂ダムをはじめ全国事例でも多く採用された遮水対策を予定している。盛土箇所付近にて観測用の井戸は全6か所を設置完了しており、毎月水質検査を実施している。採取した岩石試料及び地下水の調査は今後も継続し、7月分までの土壌溶出量試験及び水質試験の計量証明書を提供済みである。トンネル未掘削部における重金属の調査方法は、トンネルの土質の状況を

確認し試料採取して調査する見込みである。このような対策を講じる旨の説明が国土交通省よりありました。

詳細につきましては、8月31日開催の国交省による住民説明会で述べられるということです。

建設課からは以上です。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 それでは、私のほうから環境衛生課、引き続き水道課のほうの御説明をさせていただきます。

まず、環境衛生課からでございますが、本課におきましては、地元住民の不安を解消すべく、関係者から意見等を参考に検査箇所を選定し、検査箇所7地点においてヒ素、フッ素及び六価クロムの3項目の水質検査を5月から実施し、これまでの検査結果を資料に明記しております。

結果としましては、全ての地点において基準値内で推移しており、検査結果が出た都度、内海支所ロビーにて掲示をするとともに、7地点の地権者にはその旨の報告をしております。

また、国土交通省や宇和島保健所及び役場関係各課にも情報を共有しており、特に事業主体であります国土交通省には、速やかに住民説明会を開催していただき、早急に地元住民の不安の解消につなげていただけるような対応等をお願いしておりますが、先ほど、建設課からも報告がありましたように、国土交通省から住民説明会を31日の水曜日、18時半からDE・あ・い・21のほうで開催する旨の報告をいただきましたので、そのときに重金属等に係る対応等の説明があるものと考えております。

続きまして、水道課から御説明いたします。

本課におきましては、柏浄水場の原水においてヒ素、フッ素及び六価クロムの3項目の水質検査を、6月から実施し、これまでの検査結果を資料に明記しております。

結果としましては、これまで全て基準値をクリアしており、検査結果が出た都度、内海支所ロビーに掲示し、環境衛生課同様、国土交通省及び役場関係各課に情報を共有しております。

これまでの検査結果は、今のところ全て基準値内であり、特に問題はないものと考えておりますが、今後も引き続き、毎月1回、3項目の水質検査を実施することにより、地元住民に安心・安全な水の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、環境衛生課及び水道課からの報告といたします。

○原田議長 報告が終わりました。

御質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 早速国が説明会を開いてくれることになってよかったですね。このときにですね、町のほうも毎月行っている水質の検査の結果も併せて説明されたほうが、住民の方安心されると思うんですけど、それを考えていらっしゃるかどうか、ぜひやっていただきたいと思います。それが1点目。

2点目はですね、8月31日の国の説明会がありますということを住民に告知されると思うんですけど、前回、チラシのようなものを全戸配布されたと聞いているんですけど、地元の方から。それが入ってなかったという地元の方複数聞いたんですね。なので、今回、どういうふうに告知を考えていらっしゃるかお聞かせください。

そして3点目、万が一、今のところ安全なんですけれども、万が一簡易水道が汚染された場合にどういうふうに対応するかということは、事前に考えておかないといけないんですけども、今、どういうふうにお考えになっているか、以上、3点お聞かせください。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 まず1点目の町の報告ということなんですけど、近々また国土交通省とも協議の場を重ねてですね、そのときにどのような形で会を進めていくかをもう一回話

した上で、またできることなら説明できたらなと考えております。

そして、もし汚染された水の分につきましては、一応、水道課としましては管理している柏浄水場の原水につきましては、これまで毎月定期点検をしているところで、水質検査を行っておりますけど、基準値を超過したことが今のところないので、大丈夫とは考えておるんですけど、先ほど議員からの指摘もありました、今後どのようになるかっていうのが予測がつかないところもございますので、今、担当課としましては、一応、課で用意できるもの全てを考えておまして、例えば飲料水の供給が困難になった場合ですけど、うち、今3トン用の給水車1台、そして1トン用の仮設給水層が1個、そして1トン用の給水タンク7個および0.5トンの給水タンクが4つあります。また、20リットル用のポリ容器16個と、6リットル用のポリ袋がこれ1,600ぐらい準備できておりますので、それを活用しまして、飲料水の確保に努めて地元住民に支障が出ないような対応を考えております。

なお、愛南町の管工事協同組合の方々から提供可能な人員、車両、資材等の協力を得ながら、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 2番目の周知方法に関しましては、一応主催が国交省であります。国交省の今のところの考えでは、前回同様ポスティングとそしてお手紙などを考えているようです。町のほうが協力できるのが、例えば回覧文書を入れるとかというところにつきましては、先ほど環境衛生課長が申し上げたとおり、この後も国交省と協議をする場がありますので、そこで煮詰めていきたいと考えます。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上で11番を終わります。

続いて12番、国土交通省所管国道56号(中川地区)における舗装工事に伴う通行規制についての報告を求めます。

濱建設課長。

○濱建設課長 続きまして、国土交通省所管、国道56号(中川地区)における舗装工事に伴う通行止め規制について、説明をさせていただきます。

まず、資料1番目の四国圏広域地方計画の取組ということで、国土交通省が推進する南海トラフ地震をはじめとする大規模災害等への「支国」防災力向上プロジェクトという道路のメンテナンスを主に実施する計画があります。

その一環として愛南町中川地区の国道56号におきまして、舗装修繕工事が実施されます。

その工事を実施するに当たり、工事期間中は終日全面通行止めにて実施し、町道中川線を迂回路として利用したい旨の申入れがありましたので情報共有するものです。

2番の事業概要につきまして、掲載してある図面を御覧ください。

地図上に示してある規制箇所(工事区間)を全面通行止め、この区間を全面通行止めにし、うち赤線部分とオレンジの破線があると思いますが、赤線部分800メートルをコンクリート舗装するものです。

規制する期間は、令和4年10月3日、月曜日、9時から12月28日、水曜日、17時までとしております。

作業の進捗状況及び気候の変動により日時を変更する場合がございます。そして、歩行者及び自転車は通行可能となっております。

3番の国土交通省の対応といたしまして、本線工事予定日までに迂回路となる町道中川線の整備を実施していただきます。センターラインの復旧や通行に支障がないよう支障木の伐採、その他路肩修繕などがそれに当たります。

8月20日開催の中川地区において役員会がございました。そこに国交省の職員が出向き、事前説明を終えております。そして別途地元説明会の開催につきましては、現在検討中とのことです。

以上、建設課からの報告とさせていただきます。

○原田議長 説明が終わりました。

何か御質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、12番を終わります。

続いて、13番、愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う損害賠償請求事件についての報告を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 それでは、環境衛生課から愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う損害賠償請求事件についてを、資料13に沿って御説明いたします。

令和4年4月25日の月曜日、一本松山村開発センターで開催されました第2回議員全員協議会において、事業者から本件について訴訟物の価格及び印紙代などの損害賠償請求を松山地方裁判所に訴状が提出されたことを御説明いたしました。

その後、6月22日の水曜日に、書面による準備手続をウェブ会議にて開催し、原告らからの訴状に対して本町も準備書面を提出しております。

内容としましては、担当裁判官から本事件は賠償金のみで争うことの確認、また、原告らに造成工事や企業損害についての各証拠を提出するように依頼され、次回期日は8月4日の木曜日に決定いたしました。

また、8月4日の木曜日に前回同様書面による準備手続をウェブ会議にて開催し、内容としましては、担当裁判官から原告らには発電損害関係の裏づけ資料、造成工事に関する証拠資料の提出を求め、町には原告らからの求釈明に対する回答の検討、不許可処分の経緯についての主張を再校するように依頼され、次回の期日は9月29日の木曜日の予定となっております。

今後もこれまで同様、原告らの主張に対して本町の受任弁護士と協議しながら、町の主張を担当裁判官のほうにしていきたいと考えております。

以上、環境衛生課から報告いたします。

○原田議長 説明が終わりました。

御質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この事件について、町が一切悪いですというような内容で損害賠償額だけ争うのかと思っていまして、準備書面、町が出したほうの準備書面を読みましても、事実について争っていますよね。特に重大だと思ったのが、不許可処分の取消しのときに必要な聴聞の手続、これ私、情報公開請求、一切の情報公開請求したときに不許可処分に関する、聴聞手続はしていないということだったんですよね、文書一切ありませんと、してないんですと。そういう開示だったんですけれども、この町の準備書面を見たら不許可処分について聴聞手続は開かれたとはっきり書いてあります。これ、覆ったんですか、異なる主張を、事実を争うんですかね、今後。そうするとすごく時間がかかると思うんですよ、裁判に。これまで裁判幾らかかっているかということも2点目お聞きしたいんですけれども、これ全く異なる事実を主張されているんですかという確認です。もししているのならなぜか教えてください。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 お答えします。

まず、1点目の不許可処分のときの意見聴取なんですけど、取消しのときにはしていないんですけど、意見聴取のときには、実際その聴取のほうは行ってはおらないのは確かなんですが、

書きっぷりじゃないですけど、そういう形でちょっと書かれて、ヒアリングとかいろいろ行っておるのは行っておるんですけど、まだ聴取とまではいっていないという形で、ちょっと書き方が、そのときのうちの書面のときにはちょっとあったんで、そこら辺は受任弁護士ともう一回相談しながら、そこら辺はどういうふうな表現にするかをちょっと考えていけたらなという形で、今回、今度9月29日のときに、もう一回再度内容についてを考えていきたいと思っています。

あと1個につきましては、確かにいろいろ今、8月4日の準備書面の手続の後にも、受任弁護士ともいろいろ協議を行いました。現状では担当裁判官も双方の焦点について整理するため、お互いの主張に基づく今立証の資料を集めているような状況でございます。それを行いながら、整理していくような形になるので、しばらくこの準備書面っていう手続上はかなり時間がかかると思います。

よって、そのまだ結審とかそういうのは、まだ日程等はなかなか決まってははいませんが、担当の裁判官の方が今回うちのほうのいろいろ出す資料について整理した上で、またこれからどんどん進んでいくのではないかなとうちのほうは考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(発言する者あり)

○原田議長 金額。

(発言する者あり)

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、13番を終了いたします。

ちょっと昼を過ぎたんですが、延長しますので御了承いただきたいと思います。

続いて14番、愛南町水道料金差額補助金交付事業についての報告を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 それでは、水道課から愛南町水道料金差額補助金交付事業についてを、資料14に沿って御説明いたします。

まず1の目的ですが、この件につきましては、再三一般質問を受けていたことにより、令和3年度から個人または法人等で宇和島市水道事業から給水を受けている者が支払う水道料金と、愛南町水道事業から給水を受けている者が支払う水道料金の均衡、格差是正を図ることを目的として、本要綱に基づき事業を実施しております。

次に、2のこれまでの現状ですが、本要綱の主な項目について表記しております。その項目に基づき補助金を執行しておりますが、簡単に御説明いたしますと、対象期間は補助金の申請日に属する年度の前年度に使用したものです。対象者は、町内で宇和島市水道事業から給水を受けており、町税等を滞納していない、引き続き町内に住所を有する者。補助金の額につきましては、申請者が宇和島市水道事業管理者に支払った水道料金の額から、その算定した水道料金の数値を用いて本町水道料金給水条例に規定する方法により算出した金額を、差し引いた差額に相当する額。あと、交付申請関係は、所定の申請様式等に検針表など関係書類の添付、1水栓当たり年度内に1回限り、申請期間は申請日の属する年度の6月1日から7月31日までとなっております。

なお、昨年度及び今年度の申請状況は、対象戸数での算出にはなりますが、令和3年度は248件・66.8%、令和4年度は221件・59.6%となっております。

次に、3の問題点および課題等ではありますが、毎年5月に行政協力員の回覧で申請書を配布しており、また防災行政無線での周知を行うとともに、申請手続につきましては、近隣の公民館及び支所の職員で支援対応するようにしておりますが、周知の徹底、事業内容の浸透不足、

また、申請手続等の面倒さ等が重なり、申請件数の増加につながっていないものと推測しております。

最後に4の今後の対応ですが、現在は本来の目的である水道料金の格差是正につながっており、今年度中に補助金から給付金的な内容の要綱を変更することで、申請手続の簡素化を含め、全ての世帯に格差是正の恩恵が及ぶような改善をしていきたいと考えております。

以上、水道課から報告いたします。

○原田議長 説明が終わりました。

これらにつきまして、御質疑ございませんか。

那須議員。

○那須議員 私が受益者なんで議会で言えませんので、今日言わせてもらいます。議会では多分同僚議員が言ってくれると思うんですが、去年からこのありがたい補助金事業が始まりました。最初の年度は67%で今年が60%ですよね。これは補助金であるために、恐らくこういうふうになるんだろうというふうに思います。今後の対応の中でちょっと触れていただいておりますけれども、御存知のように補助金でしたら毎年申請しないといけないと、その煩わしさもあるかと思えます。

これは、補助金ではなくて本当に申請したら100%やっていただけるという事業なので、補助金という形ではなくて、もっと津島水道を利用している全戸がこの恩恵を受けられるような新たな給付制度をつくっていただけたらというふうに思います。

○原田議長 山本水道課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 確かに、申請率というのが70%行っていないのが現状でございます。これまでは確かに言われましたように通常の補助金要綱による事務手続で交付事務を行っておりましたが、今後は全ての対象者に対して格差是正の恩恵かつ手続の面倒さの解消に取り組みたいと考えており、以前本町でも実施しておりました特別定額給付金事業的な感じで、皆様方に、全ての方にいけるような形の方法で対応する想定で考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 この案件は水道審議会にはかけるんですかね。それから次回の水道審議会はいつかも併せて伺います。

○原田議長 山本水道課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 大体例年12月頃を予定しておるということ聞いております。以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

山下議員。

○山下議員 1つですが、その交付事業が絵に描いた餅にならないようにお願いします。

以上です。

○原田議長 山本水道課長。

○山本環境衛生課長兼水道課長 内容につきましても、相当精査して皆さんに、全ての皆さんに格差是正が行き渡るような、つながっていくような取組の要綱に変えていきたいと思えます。またよろしく願いいたします。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないので、14番を終了します。

続いて15番、固定資産評価審査委員の選任についての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 総務課から固定資産評価審査委員の選任について、説明をさせていただきます。資料は番号15、紙ベースでお配りをさせていただいております。

最初に、1の固定資産評価審査委員の任務についてですが、固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、地方税法に基づき設けられた行政委員会で、中立的な立場から評価額が適正に評価されているか審査を行うものであります。

賦課徴収に係る業務を担当する部門以外に設置することが望ましいとされていることから、総務課内に事務局を設置しております。

2の任期は3年で、委員の選任は、地方税法の規定により議会の同意が必要とされております。

3の不服審査の実績についてですが、現任期中、7月末現在ではゼロ件であります。

4の現委員の名簿は資料のとおりであります。任期が令和4年11月14日に終えることから、5の次期委員の選任案のとおり5名の委員を提案する予定としております。

内海地域は、金田孝一氏で再任、御荘地域は井上博史氏で新任、城辺地域は長田照夫氏で再任、一本松地域は藤田正斗氏で新任、西海地域は橋岡濟隆氏で新任、いずれも役場在職中、税務課に所属した経歴がございます。

以上、固定資産評価審査委員の選任についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○原田議長 ただいま説明がありました。
何か御質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、15番を終了いたします。

続いて、16番、旧魚神山小学校プール用地売却の落札報告についての報告を求めます。
立花総務課長。

○立花総務課長 旧魚神山小学校プール用地売却の落札報告について、説明をいたします。

この件の売却予定については、5月26日開催の第6回議員全員協議会において報告をしておりましたが、落札者が決定しましたので、報告するものであります。

1の売却地の詳細についてですが、売却地は下の位置図の黄枠に囲まれた範囲で、所在地は愛南町魚神山179番地3、地目は学校用地(旧魚神山小学校プール用地)、地積は2,627平米であります。

2の入札執行状況についてですが、売払い公告に基づき7月21日に開札を行い、予定価格499万1,000円に対し、落札価格は1,010万円で、株式会社アイケン、代表取締役川崎関夫氏が落札者となりました。

既に売買契約を締結しておりますので、売買代金が納付された後、所有権移転の登記を行い、登記完了後に土地を引き渡す予定であります。

以上、旧魚神山小学校プール用地売却の落札報告についての説明とします。

○原田議長 ただいま説明がございました。
この件につきまして、御質疑ございませんか。
少林議員。

○少林議員 はい、質問です。何点か。

ホームページでこの落札の感じ見たんですが、それ以外に皆さんへの周知は何をいたしましたか。

それから2点目ですが、この入札って何件ありましたか。

3点目、この方は何をすることになっているのか教えてください。

4点目、その何かすることは地域振興に役立つものが一応第一義やったと思うんですが、そ

れに役立つものなのかどうかも含め、お願いします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

まず1点目の落札状況についての周知なんですけど、少林議員御指摘のとおりホームページで周知しております。それ以外の売却結果につきましては、周知は行っておりません。

続きまして、この売却に関する応札の件数でありますけど、1件でありました。

それと、購入後何の用地に使われるかというところではありますが、こちらにつきましては任意でお聞かせを願ったところではありますが、会社におけるの保養地といいますか、福利厚生施設環境として利用したいというふうなお話を聞かせていただいております。また、4点目の地域振興についてというところではありますが、こちらについては売却に関しまして地域振興にどのような形で資するかというところはお聞きはしておりません。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この魚神山プールのこの売却されましたよということを町民の方にどうお知らせするのかということと、できれば何に使われますということも併せてお知らせしたほうがいいと思うんですけども、それをどのようにお考えか。やはり町民の財産ですので、売りに出されているということも知らない町民の人が本当に多かったです。ホームページに載せましたといつても、本当にこれだけ高齢化した町でホームページ見れる人は本当に少ないです。ですので、町民の財産が売却されました、何に使われる予定ですということは、しっかりとコミュニケーションしてほしいと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

入札、売却ではあるんですけども、入札につきましては、基本的には行政発信といたしましては、町ホームページを基本とさせていただいておりますので、売却についても他の入札案件と同様に周知をさせていただきました。

町民の方が知らない方が多かったという御意見で、ホームページだけではということではあったかと思うのですが、町有財産の売却でありましたので、町広報紙においては売却というところで記事のほう掲載させていただいて、周知はさせていただきました。

それと、購入後の用途なんですけど、あくまでこれは任意で条件設定をして売却をすることはできませんでしたので、任意でお聞かせ願ったところでありまして、先ほどお答えさせていただいたように、会社の福利厚生施設といいますか、面的なところで利用を考えていて、具体的には数年後ぐらいにその環境を整えたいというふうにお聞きしております。

町のほうで責任を持ってその辺の情報発信をすることがなかなかできかねないというふうに考えておりますので、その辺につきましては、会社の代表の方にお伝えさせていただきながら、環境整備を整えるときに地域住民を中心に説明をお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今の現在の愛南町のルールがない状態では、今の総務課長の説明で仕方がないと思います。ただ私、6月議会で一般質問させていただきましたが、やはり町民の財産である公共施設を処分するについては、あらかじめルールづくりをしておかないといけないということで、前向きに今年度中ですかね、前向きにルールをつくっていただけるということです。あらかじめその民間の方に売却する場合でも、地域の活性化に役立つというようなことを条件にするとかっていうことをあらかじめ明記しておれば、今回のように何に使われるんだらうとときどき

しながら地域の方も議員もしないで済みます。ぜひ、今後前向きにどうか早急にルールをつくっていただきたいと思いますが、進行中ですよという確認です。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

現在、町が活用していない公共施設等につきましては、以前の御意見を踏まえまして、内容のほうを整理しております。その内容を整理するに合わせて、またアナウンスの方法でありますとか、そういったところも並行して協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、16番を終了いたします。

続いて、17番、愛南町教育委員会委員の任命についての報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 資料は17になります。お手元のほうに紙ベースで配らせていただいております。

愛南町教育委員会の委員の中田ふさ委員が、令和4年11月15日をもって任期満了となります。後任に上原京子氏の任命について同意をいただくために、9月定例議会で上程いたします。

上原京子氏は本年3月に本町職員を定年退職され、現在は、放課後児童クラブアドバイザーとして、会計年度任用職員の非常勤として勤めてくださっております。子育て支援、幼児教育等に長年携わり、子供に対する愛情も深く、識見も高いため、教育委員に適任であると考えています。

なお、兼職禁止に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に規定されておりますが、非常勤の会計年度任用職員については、兼職の禁止対象とはならないことを申し添えさせていただきます。

以上、愛南町教育委員会教育委員の任命についての説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上で17番を終了いたします。

以上で、執行部からの報告を終わります。執行部は退席をお願いいたします。

皆さん、ちょっとお諮りしたいんですが、これからまだ議会協議があります。このまま引き続いてやり切るのか、ここは2時までには構わんそうなので、この会場2時まで。

(発言する者あり)

○原田議長 やりますか。分かりました。

はい。

○吉村議員 そして議長1つ、これずっと最近そうなんですけども、時間ずっと延長しておる。前は時間たっぷり余って、そういうことがずっときよったのが、ここずっとそうなんで、やっぱり午後からするとか、時間配分をこれから考えてもらわんと。よろしく。

○原田議長 分かりました。今日もちょっと厳しいなとは思いましたが、9時半からやってもよかったんですけど、ちょっと。次回から十分気をつけます。お願いします。

じゃあ、引き続いて議会協議に入ります。

まず1番、議員派遣について、議会報告会について、事務局より説明をお願いします。

○本多事務局長 議員派遣について説明をさせていただきます。

まず1番目の議会報告会についてです。

前回の全員協議会の中で継続協議としておりました議会報告会につきましては、7月22日に開催の議員研修におきまして、講師の土山先生から市民と議員の対話を議会の成果につなげる取組とその仕組みとして事例紹介のありました愛知県知立市の市民と議員の研修会を提案をしたいというふうに考えております。

内容としましては、まず、議案審議及び議会の活動状況報告を行った後に、土山先生の講演を町民と議員と一緒に受講する。そしてその後、土山先生を交えて議員、町民が意見交換を行うということを想定しております。

そうした場のことなのですが、前回、全員協議会の中で10月5日という日程を決定していただきましたが、もし今回のこの全員協議会の中でこの方法でよいということになった場合、土山先生の日程が10月5日は少し無理なので10月6日ということになると思います。10月6日で先生には内諾をいただいているという状況です。

本日はこの日程とか場所、また報告会の大まかな内容について御了承をいただきまして、9月定例議会の中で議員派遣として議決をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○**原田議長** 今、局長より説明がございました。この日程ですが、10月6日に変更ということで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田議長** そしたら、このような方向で今後検討していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて2番の四国地区町村議会議長会研修会並びに令和4年度第2回町村議会議員研修会について、事務局より説明をお願いいたします。

○**本多事務局長** 議長、以下(2)からつらつらと(6)まで行ってよろしいでしょうか。

○**原田議長** 続いて説明をお願いします。

○**本多事務局長** では、2番目の四国地区町村議会議長会研修会並びに令和4年度第2回町議会議員研修会なのですが、これは10月13日の木曜日13時から、高知県立県民文化ホールのほうで開催予定となっておりますが、これにつきましては、現在コロナ感染症対策の状況によりまして、一堂に会しての研修を実施するかどうか検討中でありまして、中止となる場合があることを申し添えておきます。

続きまして、3番目の議員視察研修についてなのですが、これは先般の全員協議会の中で御紹介したとおり、10月31日から11月2日の日程で、北海道福島町、厚沢部町、江別市を現地視察する予定となっております。

続きまして4番目の議会議員ハラスメント防止研修なのですが、これにつきましては、昨年度に続きまして10月11日の水曜日の午後からこの大会議室のほうで開催する予定となっております。

続いて5番目、愛媛県町村議会議長会、令和4年度第1回町議会議員研修会、これについては、7月27日に開催予定だった研修なのですが、コロナ禍の中で一堂に会しての研修は取りやめになりまして、動画配信による研修に変更されております。配信の予定は、本日あたりから配信される予定となっておりますが、これについては2コマ、土山先生と長内先生の2つの研修がございますので、また日程を別に確保いたしまして、議員派遣として議決をいただくという場合もありますので、御了承をいただきたいと思いますと思っております。

続いて6番目の愛媛県町村議会議長会、第2回全員協議会なのですが、これにつきましては、県議長会の全員協議会は県内の協議会で持ち回りを実施しておりまして、今年度の開催は愛南町の議会が担当となっております。日程的にはその書いてありますとおり11月24日の木曜日ということになるのですが、この中で愛媛県市町振興課長の講演が予定されております。そういったこともありますので、地元主催の担当の研修会ともなりますので、ぜひ議員の皆様

も出席して研修を受けていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 今、事務局長より説明がございました。

何か御質問ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 (3)の北海道への視察なんですけど、これ2泊3日ということで、実り多いものになるようにしたいと思いますが、2泊3日北海道ということで、予算も相当使うのではないかと、東京でたしか120万ぐらい過去使っていたので、もっとするのかなとは思いますが、なので内容を充実させて、しっかりとその成果を形にすることがこの厳しい時代により一層求められるのかなと思います。

一つ提案というかぜひ協議していただきたいんですが、よく町民の方から言われるんですね。報告を各議員は書いているんですかと。確かに帰ってきて協議をして、感想的なことは言うんですけども、口頭で。ただやっぱり文書に落とす作業ってすごく大事だと思うんですよ、自分の頭で考えてどうだったのかと一つ一つ検証できる。やっぱり書くことってすごく大事だなと思って、ほかの議会に聞いてみたら、松前町はちゃんと書式がありました。その書式も送ってもらったんですけど、一人一人の議員が視察の目的はこうでしたと、そこで学んだものはこうでしたときちっと書いています。これがあれば、議長とか委員長も報告書をまとめるときに楽だと思うんですね、事務局が録音を書き起こしてとか、議事録を作ってからまとめるんじゃないかと、やっぱり一人一人の議員が責任を持って自分で書いてそれを集約しやすくなるので、そういう意味でもぜひ視察報告を書くということ、ちょっと検討されてはどうかかなというのを一つ提案をさせていただきます。

○原田議長 今、金繁議員より提案がございました。研修に行った際に文書で各自がまとめると、報告書をまとめると。これまた検討しますので、それでいいですかね。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて2番、令和3年度決算審査に係る議員全員協議会について、事務局により説明を求めます。

○本多事務局長 説明をいたします。決算審査に係る議員全員協議会についてなんですが、この日程等につきましては、議会運営委員会のほうで諮って最終的には決定されるということになりますけども、例年の日程でありますと、今年で状況に合わせましたら9月の12日、月曜日の午前10時から開かれる予定となりますので、日程調整のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○原田議長 ただいまの件について、御質問ありませんか。

那須議員。

○那須議員 決算審査はもうこの決算に基づいて来年度予算を立てるわけですよね。2日やりませんか。一般会計と特別会計と分けて。できますか、1日で。

○原田議長 たしか以前は2日間やっていたような記憶があるんですが、最近はたしか1日で決算の場合は済ませていたと思うんですが。

金繁議員。

○金繁議員 私も賛成です。新人議員が半分を占める議会になっていますので、ぜひじっくりやれたらと思います。

○原田議長 ほかの議員さん、御意見ございませんか。

ほかにこれ2日間に分けてやるという御意見があれば。

皆さんの御意見を聞いて、最終的には議運に諮りたいと思います。

どうですか、2日に分けてじっくりとやるということで。

吉村議員。

○吉村議員 何年か前からだったんですけども、2日間日程取って、全員協議会ですけども、特別会計はもう出たくない人と言うたらおかしいけども、欠席する人も大分おったと。特別会計はもう半分や。もう分かる人はこうなんで、一般会計には特にこうこうでというて来よったけども、そういうことでずっとしよった。だから、2日するんやったらして、そういうふうにしてもいいし、もういいんやないですか。

○原田議長 どうでしょうかね、2日間に分けてまたやってみますか。それで一応議運のほうで諮ってもらって、決定したいと思います。どうしても1日でええわという人がおれば、今言っていたらありがたいんですが。新人さんはちょっと分かりにくいとは思うんやけども。

そしたら、2日間で今回やってみるようになりますか。

この場では決定はできないんで、議運に諮るということでもよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃあ、続いて令和5年度当初予算に係る議員提案について、事務局より説明を求めます。

○本多事務局長 説明をいたします。

当初予算に係る議員提案についてなんですが、議会資料2のとおりでありまして、提案がある場合、議員さんは提出期限が10月28日の金曜日となっておりますので、期限までに事務局まで提出をお願いをいたします。

以上です。

○原田議長 今の説明でよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 続いて4番の新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について、事務局より説明を求めます。

○本多事務局長 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について説明をいたします。

個人情報保護制度について、国において大きな制度の見直しがありまして、地方議会において独自に個人情報保護条例を制定する等の対応が必要となりましたので、報告をさせていただきます。

議会資料3-1で説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

下段の現行の図の中の右の地方公共団体に示されているとおり、個人情報保護制度については、各自治体が個人情報保護条例を定めて、自治体ごとに運用をしているところです。愛南町議会も愛南町個人情報保護条例の条例上の実施機関の一つと定められ、この条例に基づき制度の運用をしているところです。

ところが、令和5年4月1日から、右の見直し後の図のとおり、全国の自治体事業者共通のルールとなる新たな個人情報保護法が定められ、全体の所管も国が設置する個人情報保護委員会に一元化されることになりました。各自治体の個人情報法制度は、この新たな個人情報保護法が直接適用されることとなります。

続いて、資料の2ページを御覧ください。

今回、このような制度の見直しに至った趣旨については、上段の四角の枠内のおりですが、国においてデジタル庁を設置して、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立が要請される中、自治体ごとの個人情報保護条例の規定や運用に違いがあり、そのことがデータ流通の支障となることなどが全国共通のルールを法律で規定することとなった主な理由となります。

次に、資料の3ページを御覧ください。

新個人情報保護法と議会の適用関係ですが、上段の四角の枠内に新個人情報保護法第2条の

条文を示していますが、地方議会はこの法律上地方自治体の機関から除外されることになりました。つまり、地方議会には一部を除き新たな個人情報保護法は直接適用されません。その根拠としては、赤字で記載されているとおり、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るためのようです。

ただし、先ほど一部と申しましたとおり、下段の枠内に示されておりますが、一部の条文では地方公共団体の機関に議会も含める取扱いとなっており、当然のことながら議会として個人情報の適正な取扱いを確保する責務はあるものです。

資料の4ページを御覧ください。

以上のことを受けまして、今後の対応についてですが、現在愛南町議会は愛南町個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度を運用していますが、令和5年4月以降、新たな法律が直接適用されなくとも愛南町議会独自で条例を定めて、引き続き個人情報の適切な運用をしていく必要があると考えています。

つきましては、条例案を検討する必要がありますが、今回の制度見直しは全国の地方議会に関係する事案でありますので、全国町村議会議長会が総務省及び個人情報保護審査会と協議して、地方議会で定めることを想定した条例(例)を示しております。

事務局としては、この条例(例)を基に条例案を検討してはどうかというふうに考えております。

資料の6ページを御覧ください。

全国町村議会議長会が条例(例)を作成した際の基本的な考え方が下段の太字部分に記載されております。

個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や、個人情報の取扱いに関し違いが生じることを避けるため、新個人情報保護法の関連規定に対応するように作成されております。

また、議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しています。各議員が取得する個人情報は想定されていません。機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護に係る開示や訂正など、具体的な手続や処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」という言葉を規定しています。

条例(例)の詳細な内容は、議会資料3-2のとおりですので、各自で御確認をお願いいたします。

なお、制定スケジュールにつきましては、新個人情報保護法の施行が令和5年4月1日に予定されています。施行日を合わせる必要がありますので、条例案を3月定例議会に上程し、令和5年4月1日から施行することで作業を進めたいというふうに考えております。

なお、条例の施行に合わせて手続の詳細を定めた施行規定が必要ですが、その規程(例)は全国町村議会議長会から6月末に示される予定のところ、いまだ示されていない状況です。

以上、個人情報保護の制度見直しと議会としての対応について、概要を説明いたしました。

繰り返しになりますが、事務局としましては全国町村議会議長会が示した条例(例)、また示される予定の規程(例)を基に執行部と協議をしながら条例案等を作成し、3月定例議会に条例案を上程するスケジュールで作業を進めることを考えておりますが、このような方法でよろしいでしょうか。また、この条例(例)には罰則規定があります。条例に罰則規定を定める場合は、地方検察庁との事前協議が必要となります。地方検察庁との事前協議について、議長に一任をさせていただいてよろしいでしょうか、この2点について御協議をお願いいたします。

○原田議長 今、説明がございました。

今、局長が説明したように、そういった手順でこれを進めていってよろしいでしょうか。

何か御意見。石川議員。

○石川議員 まだ施行規程(例)が送付されていないということなんですけど、これはいつ頃送付

される予定なんですか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 先ほど説明しましたように、本当は6月末ということだったんですけども、ちょっと難航しているようで、まだその辺りの連絡もないような状況ですが、もうスケジュール的に12月に上程するところもあるというふうに聞いておりますので、もうそろそろ示されるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 ケツは決まっておるけど、ケツというのは12月か3月の定例会で議会に提出せないかん。けどまだ施行規程の例がですね、これ出てこんということは、まあその罰則を設ける場合には2か月必要なわけで、これ本当に間に合うんですかという心配なんですけどね。どんな形にするのか分かりませんが。

○原田議長 多分、私の意見、まず間に合うと思います。何とかすると思います。

(発言する者あり)

○原田議長 石川議員、いいですかね、その件は。

ほかに御意見。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 これ、ひな形的なものが示されておるわけなんですけど、愛南町議会として検討はしないんでしょうか。当然、検討必要だろうし、研修も必要だろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原田議長 これやっぱり検討はしていかんといけんと思います。

本多事務局長。

○本多事務局長 検討の段階なんですけど、もちろん事務局主導だけで考えているわけではなくて、この全国町村議会議長会から示された条例(例)について、皆さんにこういった全員協議会の場で説明をしながら協議をしていくという段階を経て、制定に至ってはどうかというふうには考えております。

以上です。

○原田議長 それでよろしいですかね。

ほかに。

(発言する者あり)

○原田議長 研修というのが、研修会。そこまでやるかなと思うんですが。

吉村議員。

○吉村議員 これ、議長会が全国とあれとで、今、役しよるけんあれやけど、まとめたやつを下げるといふか。今たたき台を全部つくりよるんでしょう。そういう説明したら今の質問に……。

○原田議長 研修会というのは、ちょっと私もよう分からんのですが。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 まあ言うたら、個人情報漏えいとかそういった問題がある中で、やはりその条例、法律の内容について勉強すべきじゃないんでしょうかねと僕は思いますけど。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今の関係の話なんですけど、今後、そういった全員協議会の場で条例の条文について説明していく場があると思います。その場がもうイコールその条例の研修ということにもつながっていくのではないかというふうに考えておりますので、その点も考慮していただきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 いいですかね。ほかにございせんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、続いて5番、新型コロナウイルス感染者発生時の緊急対応について、事務局より説明を求めます。

○本多事務局長 説明をいたします。議会資料の4を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症発生時の緊急対応ということで、その中の2番目の感染症対策対応についての改正について、協議をしていただきたいというふうに思っております。

現在、ウイズコロナということで、昨日、県のほうからB A. 5の緊急宣言が出たところではあるんですが、現状、社会経済を動かしていくということで、ウイズコロナの対応と流れがなっております。そういった部分を踏まえまして、その中の一部について改正をしてはどうかということで、提案をさせていただきました。

まず、⑤番なんですが、現状では「視察を当分の間自粛」となっているんですが、現状各常任委員会で感染対策を取りながら視察等も行っておりますので、ここを「視察の実施は議会・委員会判断」というふうに変えてはどうかというふうに考えております。

続いて、7番目なんですが、「感染確認地域への不要不急の外出を控える」というところにつきましても、現状の対応を踏まえまして「感染回避を基本とした行動」に変更してはどうかというふうな提案でございます。

続いて、9番のところなんですが、現状「議員が感染した場合は議会として公表する。(氏名については議員個々の判断とする。)」についてなんですが、現状、愛媛県の感染確認、プレスリリースにおいては、8月10日公表分から職業欄がなくなったことから、⑨については削除してはどうかというふうに考えております。

なお、議会としてプレスリリース等公表はいたしませんけども、議員が感染もしくは濃厚接触者になった場合につきましては、日程調整等の観点もありますので、事務局への報告につきましては、今までどおり行っていただきたいというふうに考えております。

また、これに関連いたしまして、本会議、またはこういった全員協議会、常任委員会もそうなんですが、傍聴者への対応についてなんですけども、現在、感染が発生した場合の追跡調査のために、傍聴していただく方につきましても、申込書等に電話番号の記入をお願いをしております。ただし、現在、こういった会議室の場におきまして、感染防止対策としまして手指消毒であるとか、また検温であるとかですね、またマスクを着用していただくこととか、席についてはある程度感染防止ができる間隔を空けて座っていただくような対応をしていただいておりますので、実際問題として濃厚接触者に該当することはないというふうに考えております。

そういった状況を踏まえまして、先ほど言ったように電話番号等の記入については、今後は控えるということで、対応させていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○原田議長 今、事務局長よりいろいろな案が出ましたが、特にその中で議員が感染した場合ですね、議会として公表をすると、これはもう削除したらどうかということなんですが、皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

もうこのままでいいですか、削除するというところで。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃあほかにありませんか、何か。

はい、分かりました。以上のように決定をいたします。

続いて、その他、1番の愛南町議会災害対応について、これは議会活性化特別委員会のほうから全員協議会でこれを協議をしていただきたいという提案がございまして、一応、今日、皆さんにお示しをしたんですが、これは大災害時に議会がどのように対応したらいいのかということをお示しをしたいと思います。これは大災害時に議会がどのように対応したらいいのかということをお示しをしたいと思います。これを決めたほうがいいんじゃないかと、そういう意見がございました。確かにそのとおりだと思いますので、今後これについても検討していきたい

いと思います。

先日の愛媛新聞にも県議会のほうが業務継続計画BCPを策定をしているということで、それに倣って町議会もそういった計画を立てておくほうがいいんじゃないかというふうに私自身も考えておりますので、今後、これについては皆さんで協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局、これについてほかに・・・、いい。

続いてその他なんです、何かほかにありますか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、以上で議員全員協議会を終了いたします。

すみません、ポロシャツなんです、これ夏服として皆さん一応注文して今日も着ていただいておりますが、これをですね、本会議に皆さんおそろいで着用するかどうか、ちょっとこれを皆さんの御意見を聞きたいんですが。

(発言する者あり)

○原田議長 あまりばらばらも、色は皆さんばらばらなんで自由で、もうこれいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 分かりました、そのように。

議長